

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例を公布する。

平成 25 年 11 月 15 日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 49 号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

2 前項の附属機関のほか、市長その他の執行機関は、その定めるところにより、設置期間が 1 年以内の附属機関を置くことができる。

3 市長その他の執行機関は、前項の規定により附属機関を設置したときは、その旨を市会に報告しなければならない。

(委員の委嘱等)

第 3 条 附属機関（前条第 1 項及び第 2 項の附属機関をいう。以下この条、次条第 1 項及び第 5 条から第 8 条までにおいて同じ。）の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期の特則等)

第 4 条 第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前

任者の残任期間とする。

2 第2条第1項に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

(特別委員及び専門委員)

第5条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

(部会)

第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 京都市町名、町界変更審議会条例
- (2) 京都市工場等集団化助成審議会条例
- (3) 京都市美観風致審議会条例
- (4) 京都市医療扶助審議会条例
- (5) 京都市特別職報酬等審議会条例
- (6) 京都市医療施設審議会条例
- (7) 京都市交通対策審議会条例
- (8) 京都市不動産評価委員会条例
- (9) 京都市住宅審議会条例
- (10) 京都市大規模小売店舗立地審議会条例

(関係条例の一部改正)

- 3 京都市市民参加推進条例の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「審議会等」を「附属機関等」に改め、同条第1項本文中「審議会その他の」を削り、「附属機関」の右に「の会議」を加え、「これに類する合議体（以下「審議会等」という。）の」を「市民、学識経験のある者等で構成する」に改め、同条第2項本文中「審議会等」を「前項」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項本文」に改める。

第8条第1項中「審議会等」を「附属機関」に、「を委嘱する」を「の委嘱等」に改め、同条第2項中「審議会等の委員を委嘱する」を「附属機関の委員の委嘱等」に、「審議会等の会議」を「前条第1項の会議」に改める。

第11条を第14条とし、第10条の次に次の3条を加える。

(フォーラム)

第11条 市民参加の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市市民参加推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）を置く。

(フォーラムの組織)

第12条 フォーラムは、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、公募により選任された者、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。

2 公募により選任された者を除き、委員は、再任されることができる。

4 京都市男女共同参画推進条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「審議会その他の」を削り、「これに類する合議体」を「市民、学識経験のある者等で構成する会議」に改める。

(旧附属機関等の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置)

5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に次の表の中欄に掲げる附属機関又は合議体（以下「旧附属機関等」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、それぞれ同表の

右欄に掲げる附属機関（以下「新附属機関」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について旧附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

1	附則第2項各号（第7号を除く。）に掲げる条例に基づく附属機関	別表に掲げる附属機関で中欄に掲げる附属機関と同一の名称のもの
2	施行日前に存する合議体で右欄のいずれかに相当するもの	別表に掲げる附属機関（1の項の右欄に掲げるものを除く。）、第2条第2項に規定する附属機関又は附則第3項の規定による改正後の京都市市民参加推進条例第11条に規定する京都市市民参加推進フォーラム

（委員の任期の特例）

- 6 この条例の施行の際現に従前の旧附属機関等の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる委員の任期にかかわらず、施行日における従前の旧附属機関等の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

（秘密を守る義務に関する経過措置）

- 7 京都市不動産評価委員会の委員であった者については、この条例による廃止前の京都市不動産評価委員会条例第6条第2項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市市民協働発電制度運営主体選定委員会	京都市市民協働発電制度に係る運営主体の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	5 人 以 内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで
京都市特別職報酬等審議会	市会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	1 0 人 以 内	2 年
京都市不動産評価委員会	本市が取得し、売り払い、又は交換しようとする不動産の価格に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	1 0 人 以 内	2 年
京都市ネーミングライツ審査委員会	ネーミングライツ（本市の施設等の通称を命名する権利をいう。）を付与する契約の相手方及び命名する通称の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	7 人 以 内	2 年
京都市契約審査委員会	本市が実施する入札及び締結する契約に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べること。	5 人 以 内	2 年

京都市市民憲章推進者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	40人以内	1年
京都市市民憲章推進会議	京都市市民憲章を推進するための目標に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	20人以内	2年
京都市多文化施策懇話会	地域における多文化共生（国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。）の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	12人以内	2年
京都市国際化推進プラン点検委員会	京都市国際化推進プランに掲げる施策の進捗状況及び本市の国際化のための取組に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5人以内	2年
京都市町名、町界変更審議会	町名の改称及び町の区域の変更に 関する事項について、市長の諮問 に応じ、調査し、及び審議するこ と。	16人以内	2年
京都市文化功労者審査	京都市文化功労者の被表彰者の選考に関する事項について、市長の	10人以内	2年

会	諮問に応じ、審議すること。		
京都市芸術 新人賞・京都市 芸術振興 賞選考委員 会	京都市芸術新人賞及び京都市芸術 振興賞の被表彰者の選考に関する 事項について、市長の諮問に応じ、 審議すること。	12人以内	2年
京都市芸術 文化特別奨 励制度審査 委員会	京都市芸術文化特別奨励制度の奨 励者の選考に関する事項につい て、市長の諮問に応じ、審議する こと。	20人以内	2年
京都市外来 種チュウゴ クオオサン ショウウオ 対策検討会	外来種であるチュウゴクオオサン ショウウオに係る対策及び特別天 然記念物であるオオサンショウウ オの保存計画の策定に関する事項 について、市長の諮問に応じ、調 査し、及び審議すること。	5人以内	2年
京都を彩る 建物や庭園 審査会	京都を彩る建物や庭園の選定に関 する事項について、市長の諮問に 応じ、審議すること。	10人以内	2年
京都岡崎の 文化的景観 保存計画策 定委員会	岡崎界わいの文化的景観を保存す るための計画の策定に関する事項 について、市長の諮問に応じ、調 査し、及び審議すること。	6人	2年
京都をつな ぐ無形文化	京都をつなぐ無形文化遺産の選定 に関する事項について、市長の諮	20人以内	委嘱の日か ら1年以内 において市

遺産審査会	問に応じ、審議すること。		長が定める 日まで
京都市元離宮二条城保存整備委員会	元離宮二条城の保存、整備、管理及び運営に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べること。	10人以内	2年
京都スポーツの殿堂委員会	京都スポーツの殿堂に関し、殿堂入りさせるべき者の選考及び殿堂入りした者による講演会、スポーツ教室等の実施に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年
京都市大規模小売店舗立地審議会	大規模小売店舗の立地に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年
京都市工場等集団化助成審議会	工場等集団化助成に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	1年
京都市帰宅困難者観光地対策協議会	大規模な地震その他の災害が発生したことに伴う公共交通機関の停止、道路の通行止め等の影響により帰宅が困難となる観光客等の避難誘導等の手法等に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議するとともに、当該事項について	35人以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで

	市長に対し、意見を述べること。		
京都市大規模国際コンベンション誘致対象選定委員会	誘致すべき大規模国際コンベンションの選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5 人 以 内	3 年
京都市福祉有償運送運営協議会	福祉有償運送を行うための登録の申請等に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	1 2 人 以 内	2 年
京都市医療扶助審議会	生活保護法による保護を必要とする状態にある者の入院の可否及び医療の給付に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	1 5 人 以 内	1 年
京都市高齢者施策推進協議会	高齢者福祉施策の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	3 5 人 以 内	3 年
京都市予防接種健康被害調査委員会	定期又は臨時の予防接種による健康被害に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	8 人 以 内	3 年
京都市結核・感染症発生動向調査委員会	感染症の発生状況等に係る情報収集に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	3 0 人 以 内	2 年
京都市小児慢性特定疾	小児慢性特定疾患の治療及び研究の助成に関する事項について、市	1 0 人 以 内	2 年

患 対 策 審 査 会	長の諮問に応じ、審議すること。		
京 都 市 食 品 衛 生 責 任 者 養 成 講 習 会 選 定 委 員 会	食品衛生責任者が受講すべき講習会の実施に係る事業者の選考に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	5 人 以 内	2 年
京 都 市 医 療 施 設 審 議 会	本市が設置する医療施設の運営の基本方針に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	1 0 人 以 内	2 年
京 都 市 駅 周 辺 等 に ふ さ わ し い 都 市 機 能 検 討 委 員 会	駅の周辺等における都市機能の集積及び充実に係る事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	6 人	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで
京 都 市 美 観 風 致 審 議 会	市街地の美観及び都市の風致の維持、伝統的建造物群の保存その他都市景観の維持及び向上に関する事項について、市長又は教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	2 2 人 以 内	2 年
京 都 景 観 賞 審 査 委 員 会	京都景観賞の選考に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	1 1 人 以 内	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで
京 都 市 構 造 基 準 適 合 性	建築物その他の工作物の構造耐力に係る法令（条例及びこれに基づく規則を含む。）で定める基準に	7 人 以 内	3 年

調査委員会	対する適合性に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。		
京都市京北区域過疎地有償運送運営協議会	京北区域（旧京北町の区域の編入の日前の同町の区域をいう。）の住民の生活に必要な旅客輸送を確保するための過疎地有償運送に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	15人以内	3年
京都市雲ヶ畑区域公共交通検討協議会	雲ヶ畑区域（北区役所雲ヶ畑出張所が所管する区域をいう。）の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るための一般旅客自動車運送事業に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	20人以内	3年
京都市住宅審議会	市営住宅の管理、民間住宅の利用及び活用その他の市民の住生活の安定及び向上に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年
京都市京都高速道路検証専門委員会	京都高速道路（工事が完了しているものを除く。）の有すべき機能及びその建設により見込まれる効果に係る検証に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	8人以内	1年

京都市都市緑化審議会	本市の都市緑化、公園及び緑地に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べること。	15人以内	3年
京都市稲荷山トンネル安全対策委員会	稲荷山トンネル周辺の環境の保全に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べること。	16人以内	2年
京都市北区市民憲章推進者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考（北区の住民に係るものに限る。）に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1年
京都市上京区市民憲章推進者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考（上京区の住民に係るものに限る。）に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1年
京都市左京区市民憲章推進者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考（左京区の住民に係るものに限る。）に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1年
京都市中京	京都市市民憲章推進者表彰の被表		

区市民憲章 推進者表彰 審査会	彰者の選考（中京区の住民に係る ものに限る。）に関する事項につ いて、市長の諮問に応じ、調査し、 及び審議すること。	15人以内	1年
京都市東山 区市民憲章 推進者表彰 審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表 彰者の選考（東山区の住民に係る ものに限る。）に関する事項につ いて、市長の諮問に応じ、調査し、 及び審議すること。	15人以内	1年
京都市山科 区市民憲章 推進者表彰 審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表 彰者の選考（山科区の住民に係る ものに限る。）に関する事項につ いて、市長の諮問に応じ、調査し、 及び審議すること。	15人以内	1年
京都市下京 区市民憲章 推進者表彰 審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表 彰者の選考（下京区の住民に係る ものに限る。）に関する事項につ いて、市長の諮問に応じ、調査し、 及び審議すること。	15人以内	1年
京都市南区 市民憲章推 進者表彰審 査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表 彰者の選考（南区の住民に係るも のに限る。）に関する事項につい て、市長の諮問に応じ、調査し、 及び審議すること。	15人以内	1年
京都市右京 区市民憲章 推進者表彰	京都市市民憲章推進者表彰の被表 彰者の選考（右京区の住民に係る ものに限る。）に関する事項につ	15人以内	1年

審査会	いて、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。		
京都市西京区市民憲章推進者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考（西京区の住民に係るものに限る。）に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1年
京都市伏見区市民憲章推進者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考（伏見区の住民に係るものに限る。）に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1年
京都市大規模災害時における帰宅困難者対策に係る事業所対策協議会	大規模な地震その他の災害が発生したことに伴う公共交通機関の停止、道路の通行止め等の影響により帰宅が困難となる者に係る対策として、一定の規模を有する事業所を対象とし、業態に応じた指針の策定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	10人	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで
京都市自動車運送事業管理の受委託の受託者選定委員会	自動車運送事業の管理の受委託に係る受託者の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで
京都市高速鉄道事業駅職員業務受	高速鉄道事業の駅職員の業務の一部に係る受託者の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、	5人以内	委嘱又は任命の日からその日の属

託事業者選 定委員会	調査し、及び審議すること。		する年度の 末日まで
京都市上下 水道局水道 施設整備費 国庫補助事 業に係る事 前評価第三 者委員会	水道施設整備費に係る国庫補助事業に関し京都市上下水道局公共事業庁内評価委員会が実施する事前評価の方法、結果及び対応方針に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5 人 以 内	1 年

2 教育委員会の附属機関

名 称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
京都市教員 指導力判定 委員会	指導が不適切な教諭等に対する指導改善研修に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	1 0 人 以 内	2 年
京都市小学 校教科書選 定委員会	小学校で使用する教科書の選定に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	1 2 0 人 以 内	6 箇 月
京都市中学 校教科書選 定委員会	中学校で使用する教科書の選定に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	1 1 0 人 以 内	6 箇 月
京都市高等 学校教科書 選定委員会	高等学校で使用する教科書の選定に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5 0 人 以 内	6 箇 月

京都市総合 支援学校・育 成学級教科 書選定委員 会	総合支援学校並びに小学校及び 中学校の育成学級で使用する教 科書の選定に関する事項につい て、教育委員会の諮問に応じ、調 査し、及び審議すること。	40人以内	6 箇 月
京都市就学 指導委員会	障害があると思われる入学予定 者並びに障害のある学齢児童及 び学齢生徒の適切な就学指導に 関する事項について、教育委員会 の諮問に応じ、調査し、及び審議 すること。	70人以内	1 年
京都市立総 合支援学校 高等部入学 指導委員会	京都市立総合支援学校高等部に 入学を希望する者の入学に関す る事項について、教育委員会の諮 問に応じ、調査し、及び審議す ること。	45人以内	委嘱又は任 命の日から その日の属 する年度の 末日まで
京都市立学 校結核対策 委員会	京都市立学校における結核に対 する対策に関する事項について、 教育委員会の諮問に応じ、調査 し、及び審議すること。	15人以内	1 年

(行財政局人事部人事課)